

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

この法律は、我が国の領海、排他的經濟水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的經濟水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もつて我が国の領海、排他的經濟水域等の保全等に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有人国境離島地域」とは、次に掲げる地域をいう。

一 自然的經濟的社会的觀點から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域

(当該離島のうちに領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線

(同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。次号において「領海基線」という。)を有する離島があるものに限る。)内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域

二 前号に定めるもののほか、領海基線を有する離島であつて現に日本国民が居住するものの地域

この法律において「特定有人国境離島地域」とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものとして別表に掲げるものをいう。

(国の責務)  
第三条 国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)  
第四条 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

第六条 国は、有人国境離島地域内の土地について、当該有人国境離島地域の保全のため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、買取りその他の必要な措置を講ずる(国による土地の買取り等)

(国の行政機関の施設の設置)  
第五条 国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めるものとする。(国による土地の買取り等)

(港湾等の整備)  
第七条 国及び地方公共団体は、領海、排他的經濟水域等の保全等に関する活動に利用される有する。

一 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義及び方向に関する事項

二 國の行政機関の施設の設置に関する基本的な事項

三 国による土地の買取り等に関する基本的な事項

四 港湾等の整備に関する基本的な事項

五 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止

六 広域の見地からの連携に関する基本的な事項

七 第十二条に規定する国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する基本的な事項

八 第十三条に規定する国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に関する基本的な事項

九 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する基本的な事項

十 雇用機会の拡充等に関する基本的な事項

十一 安定的な漁業経営の確保等に関する基本的な事項

十二 前各号に掲げるもののほか、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する重要な事項

十三 雇用機会の拡充等に関する基本的な事項

十四 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する事項

十五 雇用機会の拡充等に関する事項

十六 安定的な漁業経営の確保等に関する事項

十七 前各号に掲げるもののほか、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関し必要な事項

十八 第十二条に規定する国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃の低廉化に関する事項

十九 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する事項

二十 雇用機会の拡充等に関する事項

二十一 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する事項

二十二 第十三条に規定する国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に関する事項

二十三 雇用機会の拡充等に関する事項

二十四 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する事項

二十五 雇用機会の拡充等に関する事項

二十六 安定的な漁業経営の確保等に関する事項

二十七 前各号に掲げるもののほか、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に關する事項

二十八 第十二条に規定する国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃の低廉化に関する事項

二十九 雇用機会の拡充等に関する事項

人国境離島地域内の港湾、漁港、道路及び空港の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外国船舶による不法入国等の違法行為の防止)國及び地方公共団体は、有人国境離島地域及びその周辺の海域について、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止のための体制の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広域の見地からの連携)都道県は、計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、直ちに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道県計画)内閣総理大臣は、前項の規定により計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

(都道県計画)この場合において、関係行政機関の長は、当該計画において、関係行政機関の長は、当該計画に適合していないと認めるときは、当該都道県に對し、これを変更すべきことを求めることができる。

(都道県計画)都道県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画(以下単に「計画」という。)を定めることとする。

(都道県計画)都道県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画(以下単に「計画」という。)を定めることとする。

(都道県計画)内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道県に通知しなければならない。

(都道県計画)内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画が基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道県に對し、これを変更すべきことを求めることがある。

(都道県計画)内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道県に通知しなければならない。

(都道県計画)内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画が基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道県に對し、これを変更すべきことを求めることがある。

(都道県計画)内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道県に通知しなければならない。

離島地域について計画を定めなければならない。  
離島地域に係る地域社会の維持の意義及び方針に関する事項

都道県は、計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、直ちに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定により計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画が基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道県に對し、これを変更すべきことを求めることがある。

内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道県に通知しなければならない。

い。

(生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域の住民の生活又は事業活動に必要な物資であつて、当該特定有人国境離島地域における居住又は事業の継続に特に寄与すると認められるものの購入等に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(雇用機会の拡充等)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域の住民の雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において事業を営み、又は営もうとする者が行うその事業の事業規模若しくは事業活動の拡大又は事業の開始に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

国及び地方公共団体は、前項の事業に係る専門的な知識又は技術を有する人材を育成するため、職業訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(安定的な漁業経営の確保等)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域においては漁業が重要な産業であること及び我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に重要な役割を果たしていることに鑑み、特定有人国境離島地域における安定的な漁業経営の確保を図り、及び特定有人国境離島地域の周辺の海域における我が国の領海、排他の経済水域等の適切な管理に資するため、特定有人国境離島地域の住民であつて特定有人国境離島地域の周辺の海域において漁業を営むものが行う漁船の操業に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。(啓発活動)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の必要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

### 附 則 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から

(この法律の失効)  
第二条 この法律は、平成三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

種子島		甑島列島	五島列島	壱岐島	対馬	見島	佐渡	部地域	伊豆諸島南	奥尻島	利尻・礼文の名称	特定有人国境離島地域を構成する離島	都道県	別表(第二条関係)	
種子島		下甑島 江島 平島 中甑島	上甑島 山島 嵯峨ノ島 有福島	黄島 奈留島 福江島 赤島	賀島 桐ノ小島 蕨小島 若松島	漁生浦島 日島 前島 久	中通島 原島 大島 長島 斑島	壱岐島 島山島 赤島 若宮島 大島	対馬 島 赤島 寺島 大島	見島 島 赤島 若宮島 大島	佐渡島 青ヶ島 八丈島 御藏島	伊豆諸島南 三宅島 八丈島 御藏島村	奥尻島 利尻島 礼文島	利尻島 礼文島 島	都道県
鹿児島県		鹿児島島	鹿児島島	長崎県	長崎県	山口県	新潟県	東京都	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	市町村	
南種子町		西之表市 薩摩川内市	西海水市	五島市	新上五島	佐世保市	佐渡市	青ヶ島村 八丈町 御藏島村	奥尻町	利尻富士町	利尻町	利尻町 礼文町	利尻町 礼文町	市町村	

吐噶喇列島	三島	屋久島	馬毛島
島	島	島	島
口之島 諏訪之瀬島 惡石島 小宝島	竹島 硫黃島 平島	口永良部島 中之島 鹿兒島縣 十島村	屋久島町 鹿兒島 屋久島町
県	県	県	西之表市